

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第一地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例（平成26年6月11日京都市条例第10号）  
（都市計画局住宅室すまいまちづくり課）

- 1 京都市下京区郷之町ほか5箇町の地域において、土地区画整理法第3条第4項の規定により土地区画整理事業として京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第二地区土地区画整理事業を施行するため、同法第52条第1項の規定に基づき施行規程を制定するとともに、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第一地区土地区画整理事業の施行地区から同区下之町を除くこととしました。
- 2 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第一地区土地区画整理審議会の委員の補欠選挙を行うことを要する場合に係る欠員の数を変更することとしました。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施行することとしました。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第一地区土地  
画整理事業施行規程の一部を改正する条例を公布する。

平成26年6月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第10号

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第一地  
区土地画整理事業施行規程の一部を改正する条例

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第一地区土地  
画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部地区土  
地区画整理事業施行規程

第1条中「3箇町」を「6箇町」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

（事業の名称及び施行地区に含まれる地域）

第2条 事業の名称及び施行地区に含まれる地域は、次の表に掲げるとおりとする。

事業の名称	施行地区に含まれる地域
京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第一地区土地画整理事業	京都市下京区郷之町，同区上之町及び同区小稲荷町の各一部
京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第二地区土地画整理事業	京都市下京区郷之町，同区上之町，同区川端町，同区下之町，同区東之町及び同区西之町の各一部

第3条 削除

第7条中「京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第一地区土地画整理審議会という」を「次の表の左欄に掲げる事業の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする」に改め，同条に次の表を加える。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第一地区	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第一地区
--------------------------------------	--------------------------------------

土地区画整理事業	土地区画整理審議会
京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第二地区土地区画整理事業	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第二地区土地区画整理審議会

第8条各号列記以外の部分中「定数は、」の右に「それぞれ」を加える。

第14条中「5分の1」を「2分の1」に改める。

第17条中「事業に係る」を「法第65条第1項に規定する」に改める。

#### 附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

(都市計画局住宅室すまいまちづくり課)